

## 完全な地上デジタル化放送の実施に向けて円滑な移行策を求める意見書

来年7月24日をもってアナログ放送を終了、完全に地上デジタル放送に移行することが予定されている。総務省の調査では、2010年3月時点で全国の地デジの世帯普及率が83.8%と発表されている（本県の世帯普及率も83.8%）。

しかしながら、年収200万円未満の世帯の普及率は67.5%、高齢者（65歳以上）のみで構成される世帯における普及率は81.9%という状況である。さらに、ビル陰などの受信障害対策では、共同受信施設で視聴できる世帯の割合が41.7%にとどまっている。

地上デジタル化まで1年を切り、完全移行までのプロセスが最終段階に入った今、国民生活に直接影響を与える問題だけに、円滑に移行を進めるためには、現在指摘されている諸課題に対して国を挙げて対策を打つことが必要である。

一方、現在残存するアナログテレビは推定約3,500万台といわれ、これらは来年7月の地デジ完全移行で大量の「廃棄物」となることから、不法投棄の懸念も指摘されている。不要テレビの処分に関する対策も検討されるべきである。

地デジへの移行、廃棄物の処分については、いずれも特に自治体の取り組みが不可欠であり、国は自治体の取り組みをサポートすべきである。

よって、国においては、完全地デジ化に向けて移行が円滑に進むよう、下記の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

### 記

- 1 離島、山間地域ほか普及率が低い地域に対して地デジ移行の啓発活動を重点的に推進し、デジサポ（総務省テレビ受信者支援センター、現在全国52カ所）の相談窓口をさらに増やすこと。
- 2 地デジに関する個別相談会を自治体でもきめ細かく実施できるようにするとともに、視聴に係る経費負担については、地域によって視聴者及び自治体に不公平が生じないように予算措置などの支援策を十分に講じること。
- 3 地デジに対応していない集合住宅に対するアンテナ設置や施設内配線の支援策の着実な履行と、ビル陰世帯についても確実な移行策を推進すること。
- 4 大量のアナログテレビが一斉に廃品になるため、懸念されている不法投棄の防止策及び円滑なリサイクル回収を着実に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年9月24日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	横路	孝弘	様
参議院議長	西岡	武夫	様
内閣総理大臣	菅	直人	様
総務大臣	片山	善博	様
財務大臣	野田	佳彦	様
環境大臣	松本	龍	様